

赤十字国際委員会 (ICRC) の使命

赤十字国際委員会 (ICRC) は、公平で中立、かつ独立した組織で武力紛争およびその他暴力の伴う事態によって犠牲を強いられる人々の生命と尊厳を保護し必要な援助を提供することをその人道的使命としています。

ICRC は、国際人道法および世界共通の人道的諸原則を普及させまた強化することによって人々に苦しみが及ばないよう尽力しています。

1863 年に設立された ICRC は
ジュネーブ諸条約および国際赤十字・赤新月運動の創設者でもあります。
武力紛争およびその他暴力の伴う事態において
国際赤十字・赤新月運動による国際活動の指揮・調整にあたります。

Website: www.jrc.or.jp/ICRC/
Twitter: @icrc_tok



赤十字国際委員会 駐日事務所
〒105-0001 東京都港区虎ノ門 5-13-1 虎ノ門 40MT ビル 6階
TEL : 03-6459-0750
FAX : 03-6459-0751



WORKING FOR THE ICRC



ICRC



ICRC の活動

ICRC は「紛争の犠牲となっている人々に寄り添い、人間の尊厳と生活を守る」という理念のもと、暴力の応酬に苦しんでいる人々を支援・保護しています。

創始者アンリー・デュナンが唱えた赤十字思想—傷ついた人々を敵味方の区別なく救うこと—は、赤十字国際委員会（ICRC）、国際赤十字・赤新月社連盟（連盟）、そして各国の赤十字社・赤新月社の3つの機関によって受け継がれています。日本赤十字社は、3つ目の各国赤十字社・赤新月社に区分されます。ICRCは紛争下での支援・保護活動に徹し、各国赤十字社・赤新月社は主に国内で医療および自然災害の分野において活動を展開、連盟は186カ国の赤十字社・赤新月社の活動を支援・推進し、各社間の調整を行っています。

紛争地域で災害・医療支援が行われる場合、ICRCが主導機関となることが多く、他の機関と連携しながら任務にあたります。自らの活動を組織するだけでなく、協力機関の活動も調整し支援体制を作ります。国際人道法や国際赤十字運動の基本原則の普及、保健医療の提供、離散家族などの情報交換も緊密な連携の下、行われます。

「国際赤十字」としての ICRC の役割

国際人道法の普及

60を超える国に拠点を置き、 約80カ国で支援・保護活動を 遂行しています。

ICRC のデレゲート (Delegate) は 12,000 人以上、
世界中の紛争地に赴き、幅広い任務に携わります。



活躍するデレゲート

紛争地で活動するデレゲート

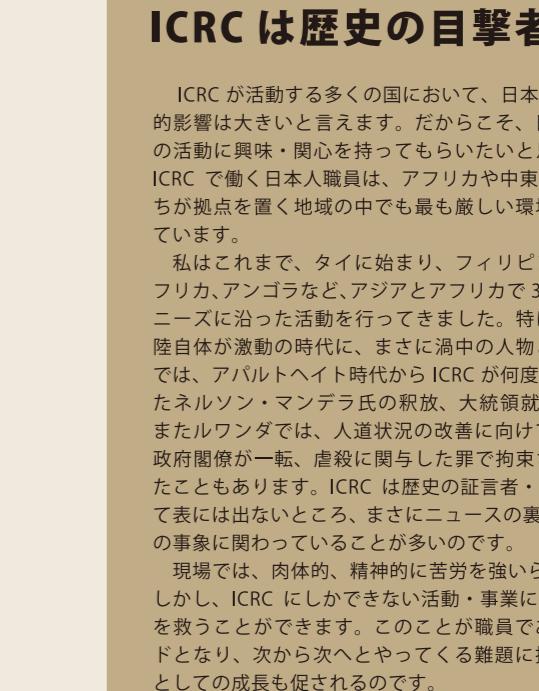
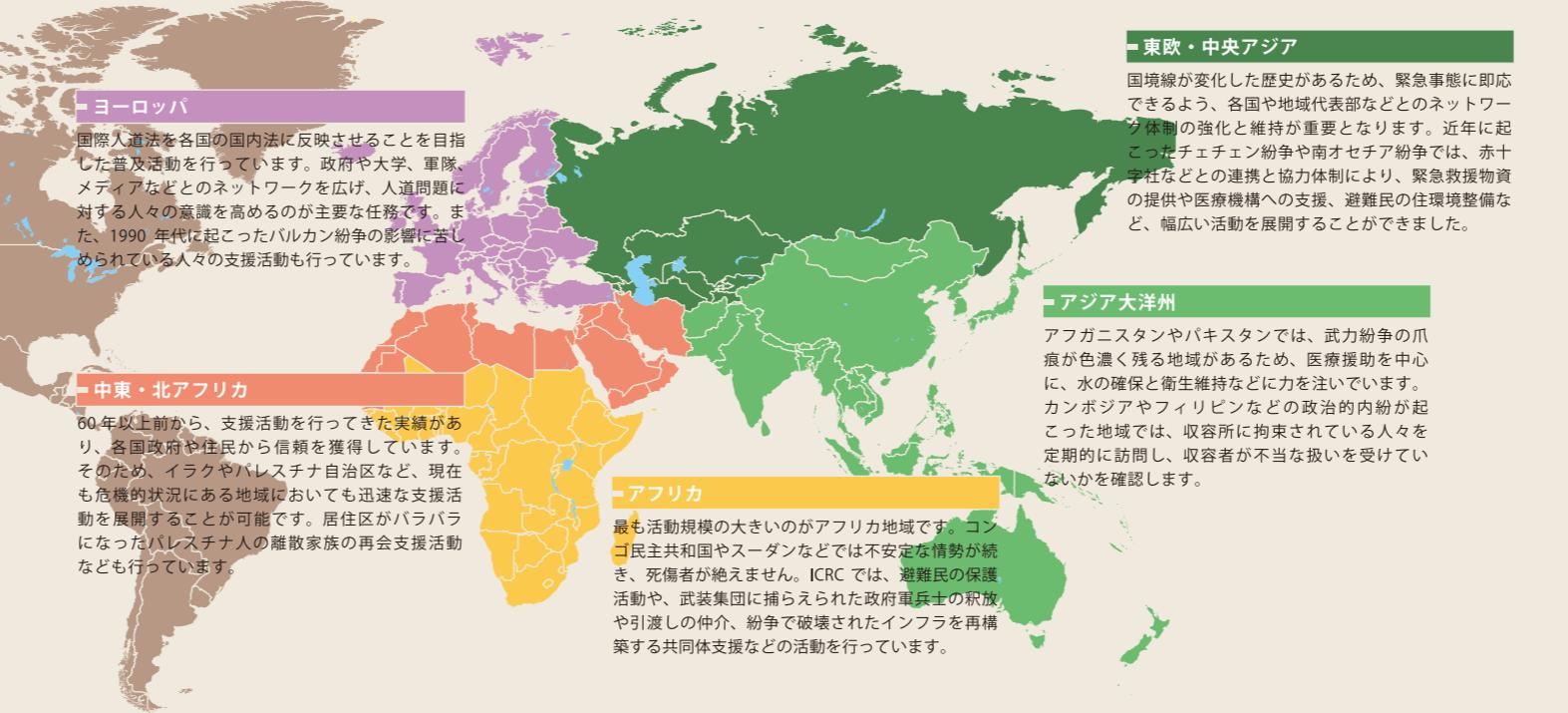
すべての力を問題解決のためだけに注ぐ

ICRC の活動の最前線に立つのがデレゲート (Delegate) です。私たちに与えられた任務は、人道という普遍的価値に基づき、武力紛争の状況下において、どの当事者にも偏らず、助けを必要とするすべての人々を支援・保護とともに、赤十字・赤新月の基本原則と国際人道法の目的と規則を世界に普及していくことです。より具体的には、収容施設を訪問し拘束されている人々がきちんと人道的待遇を受けているかを監視したり、一般市民が戦闘に巻き込まれないように紛争当事者に勧告をしたりします。

デレゲートの赴任地での任期は原則 1 年で、毎年違う国へ異動します。私は現在フィリピンにいますが、これまでルワンダ、イラク、イスラエル及び占領地域（ガザ地区、ヨルダン川西岸地区、ゴラン高原）で活動してきました。急激な環境の変化の中でも生活文化に適応しながら、つねに与えられた任務を全うすることを念頭において各任地に足を踏み入れてきました。

収容施設における非人道的待遇や国際人道法の違反などは、管理当局や紛争当事者への批判や問題提起だけでは解決へ導くことはできません。私たちは相手の立場を理解しつつ、ICRC としての懸念をはっきり伝えますが、時には腹を割って話し合い、どうしたら問題を解決できるかと一緒に考えるようにしています。

フィリピン代表部 保護担当デレゲート
沖本 慶一郎

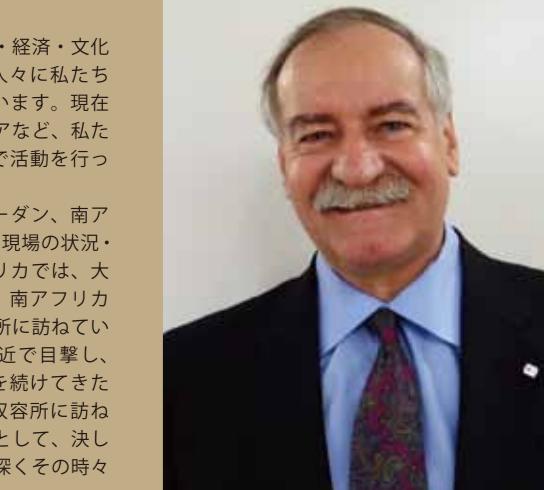


ICRC は歴史の目撃者、証言者

ICRC が活動する多くの国において、日本の政治・経済・文化的影響は大きいと言えます。だからこそ、日本の人々に私たちの活動に興味・関心を持ってもらいたいと思っています。現在 ICRC で働く日本人職員は、アフリカや中東、アジアなど、私たちが拠点を置く地域の中でも最も厳しい環境の中で活動を行っています。

私はこれまで、タイに始まり、フィリピン、スーダン、南アフリカ、アンゴラなど、アジアとアフリカで 32 年間、現場の状況・ニーズに沿った活動を行ってきました。特にアフリカでは、大陸自体が激動の時代に、まさに渦中の人物と接触。南アフリカでは、アパルトヘイト時代から ICRC が何度も刑務所に訪ねていたネルソン・マンデラ氏の釈放、大統領就任を身近で目撃し、またルワンダでは、人道状況の改善に向けて対話を続けてきた政府閣僚が一転、虐殺に関与した罪で拘束され、収容所に訪ねたこともあります。ICRC は歴史の証言者・目撃者として、決して表には出ないところ、まさにニュースの裏側で、深くその時々の事象に関わっていることが多いのです。

現場では、肉体的、精神的に苦労を強いられるのも事実です。しかし、ICRC にしかできない活動・事業によってたくさんの人を救うことができます。このことが職員である私たちのプライドとなり、次から次へとやってくる難題に挑戦することで人間としての成長も促されるのです。



駐日代表
ヴィンセント・ニコ
Vincent Nicod

人道のためにチームワークで支え合う



沖本が現在在籍するフィリピン代表部保護部門は国際正規職員 4 名、現地スタッフ 7 名の総勢 11 名で構成されています。

各國の ICRC 代表部でも似たような組織構成を採用しています。世界の紛争地でさまざまな専門分野を持つ仲間と手を携え活動にあたる沖本は「武力紛争の影響を最小限に抑えるためには、人道的行動を実行する必要があります」と語ります。

沖本が現在在籍するフィリピン代表部保護部門は国際正規職員 4 名、現地スタッフ 7 名の総勢 11 名で構成されています。各國の ICRC 代表部でも似たような組織構成を採用しています。世界の紛争地でさまざまな専門分野を持つ仲間と手を携え活動にあたる沖本は「武力紛争の影響を最小限に抑えるためには、人道的行動を実行する必要があります」と語ります。

受けた人々、収容所などで厳しい状況下にいる人々の苦痛をできるだけ和らげようと、デレゲート、現地職員間で一致団結して仕事をします」と

デレゲートとして働くには特定の専門性は必要ありません。学士号と数年の勤務経験という最低条件がある以外は、人道という理念に賛同でき、公平・中立・独立の原則に基づいて行動できる用意があることが重要です。そして、いかなる状況においても任務を全うすることを忘れない忍耐力は不可欠です。

私は、かつて戦争の当事者であった日本が、これからは戦争の犠牲者を助ける立場に立たなければならないという個人的信念により、ICRC で働きたいと思いました。人道という理念をどのようにして現実の世界の紛争地で実践していくか。この難しい課題に取り組むデレゲートがひとりでも増えることを、心から期待しています。



世界中、どこでも通用する人間性や行動力を養えます



ICRC ジュネーブ本部 人事担当
ダニエル・エルンスト
Daniel Ernst

紛争地のラストリゾート

ICRCの使命は、武力紛争によって被害を受けている人々の保護と支援を行うことです。紛争地で活動してきた長い歴史を持つICRCは、しばしば「Last Resort」と形容されます。困難な状況下において、中立の立場で敵も味方も関係なく傷ついた人を助けることや、他の支援機関が撤退する中でも、最前線でギリギリまで助けを求める人々に手を差し伸べ続けることなどが理由でしょう。このような活動ができるのはICRCが基本原則「中立・独立・公平」の態度を貫いているからです。勢力の大小や思想によって交渉相手を選ぶことをしないICRCは、反政府勢力とも交渉窓口を持ちます。彼らの兵士が傷を負えば助けます。そのため、むやみに攻撃のターゲットにされることもなく、紛争当事者から常に最新の情報を入手することができます。情報を基に分析を行い、状況に合わせて迅速な行動を取ることで、自分自身や保護すべき人々の安全を守ることが可能となります。

こうしたICRCならではの活動は、職員の高いパフォーマンスがあつてのものです。事実、紛争地での活動は心身ともに厳しく、ICRCのデレゲートへの要求は非常に高いかも知れません。しかしながら、それぞれが高いパフォーマンスを維持するからこそ、多くの人を助けることができ、国際人道法を広めるという意義のある活動を行えるのだと思います。

知っておきたい 国際人道法

ICRCの活動は、ジュネーブ諸条約をはじめとした国際人道法に基づいて行われています。

国際人道法って何？

国際人道法は、武力紛争における被害を抑制することを目的とした法規則です。「戦争法」や「武力紛争法」という名称でも知られています。国際社会で国家間の関係や行動を規定する国際法の一部を担つており、条約によって成文化されたものと慣習によって成り立つ不文のもの、そして、法的一般原則によって構成されています。主要部分は、1949年に締結された4つのジュネーブ条約と、1977年に定められた2つの追加議定書、そしてハーグ法によって成り立っています。国際人道法は、国家の武力行使を規定するものではありません。武力紛争下であつても、あくまで人間の尊厳を守り、人々の苦痛を軽減することが目的です。規律事項には次のようなものがあります。「敵対行為に参加しない人にはすべて、いかなる場合にも差別しないで人道的に待遇する。」などです。

非常時であつても、一般市民や社会的弱者に対しては、虐待や暴行ではなく、支援と保護の手が差し伸べられなければなりません。その精神と原則を支えているのが国際人道法なのです。

国際人道法の精神とは？

国際人道法の精神はICRCの活動の随所に見ることができます。およそ次の7つのルールに要約されます。

- ① 敵対行為に参加していない人はすべて、いかなる場合にも差別しないで人道的に待遇する。
- ② 交戦当事者は、常に戦闘員と文民（一般市民）を区別し、攻撃を軍事目標に限定し、文民とその財産を保護しなければならない。
- ③ 投降し、敵対行為をやめた戦闘員は、殺傷してはならない。
- ④ 交戦当事者は、互いに傷病者を収容、看護しなければならない。そのための医療要員、施設、機材等を保護する赤十字などの標章を尊重、保護する。
- ⑤ 捕虜、被拘束者の生命、尊厳、人権の尊重と保護及び家族との通信、援助を受ける権利を保障する。
- ⑥ 戰闘方法や武器の使用は無制限ではなく、必要で過度な損害や殺傷をもたらす武器は使用してはならない。
- ⑦ 正公な裁判を受ける権利及び拷問、体罰、残虐で品位を汚す扱いを受けない権利を保障する。

※これらのルールは、ICRCが国際人道法の内容を分りやすくするために作成したもので、法的な権威があるわけでも既存の条約を置き換えたものではありません。

円滑かつ効率的に任務を遂行できるよう職員をバックアップ

ICRC 研修 (2~5週間)

赴任先でのミッション (6ヶ月)

フィードバック・中間報告

メンターによる フォローアップ

赴任先でのミッション (6ヶ月)

採用後はジュネーブで研修(2~5週間)を受けた後、赴任地でのミッションを半年ずつこなします。研修内容は、まずICRCジュネーブ本部で組織について学んだ後、ICRCが設けた仮想紛争地で実践の研修・訓練となります。研修が一通り終わると、紛争地でのミッションに入りますが、一貫してICRCのメンターシステムによって新人職員の任務遂行がフォローアップされます。以降、赴任地での任期は基本的に一年で、定期的に世界各地へ異動することとなります。

職員の安全確保について

ICRCが活動する地域の多くは治安が不安定で、常に危険な状況下で任務を行う覚悟が必要です。ICRCではスタッフの安全を保障するため、赴任地の代表部・事務所ごとに職員の安全確保に関するガイドラインが設けられています。ガイドラインには、セキュリティの概念だけでなく、長年スタッフがそれぞれの環境で得た数々の経験や分析が蓄積されています。基本的な知識さえあれば危険を回避すること、あるいは軽減することが可能となります。助けを必要としている人々に確実に救いの手を差し伸べるために、スタッフの安全確保は最優先されます。

ICRC情報

| | |
|-----------|--|
| 本 部 | : スイス・ジュネーブ |
| 職 員 | : 約12,000人 |
| 2011年活動資金 | : 963億円 (ジュネーブ諸条約加入国とEUが90%以上を拠出) |
| 活動対象国 | : 世界約80カ国、主に紛争地 |
| 活動実績 | : 緊急援助物資の配布、被拘束者の生活環境や待遇の監視、紛争犠牲者である文民の保護、行方不明者の安否調査活動、人道法の普及等 |

応募条件

- 対象年齢：25歳以上
- 学士、またはそれと同等の学歴を有すること
- 2年以上の社会人経験
- 海外赴任が可能な方（家族の同伴は当初2年間はできません）
- 英語での業務遂行が可能であること（フランス語、アラビア語、ロシア語、スペイン語が堪能な方は優遇）
- 運転免許（マニュアル）を取得していること

応募方法

ICRC本部ウェブサイトよりご応募下さい。

<http://www.icrc.org/> → [About the ICRC](#) → [Human resources](#) → [Vacancies](#)

国際人道法が適用されるのはどんな時？

国際人道法は、国際的武力紛争や内戦といった形態にかかわらず、武力を用いたあらゆる紛争に適応されます。どちらが戦闘を始めたかなどは関係なく、いったん武力紛争が発生すれば、すべての当事者に平等に適用されます。しかし、単発的な暴力行為は対象外で、国内の緊張や騒乱などには適用されません。

また、国際人道法では国と国との争い（国際的武力紛争）と、一つの国の領土内で起きた内戦（非国際的武力紛争）を区別しています。

- ジュネーブ四条約…陸戦の傷病兵の保護救済や、海戦の傷病兵、難破船の保護救済、捕虜の人道的な待遇、文民の保護が規定されています。
- 共通第3条…4つのジュネーブ条約にある第3条はいずれも共通していて、内戦について書かれています。国際慣習を法制化しており、すべての交戦当事者に適応されます。
- 第一追加議定書…植民地の独立闘争が多発したのを機に制定され、犠牲者の保護強化をうたっています。独立闘争を国際的武力紛争と同等と認知しています。
- 第二追加議定書…共通第3条を拡充したもので、政府軍と反乱軍などの組織的武装集団との内戦に適応されます。
- ハーグ法…軍事作戦における戦闘方法や武器の使用を制限し、交戦当事者の権利義務を規定するものです。対人地雷や毒ガスの使用禁止などが記されています。

国際人道法にはどんな法が含まれるの？

紛争時に犠牲者を人道的に取り扱うことを規定する国際人道法は主に、「戦闘に参加しない、あるいはもはや参加していない人々の保護」を示したジュネーブ四条約と、「武器などの戦闘手段や、戦術などの戦闘方法の制限」を取り決めたハーグ法の2つから成り立っています。

- ジュネーブ四条約…陸戦の傷病兵の保護救済や、海戦の傷病兵、難破船の保護救済、捕虜の人道的な待遇、文民の保護が規定されています。
- 共通第3条…4つのジュネーブ条約にある第3条はいずれも共通していて、内戦について書かれています。国際慣習を法制化しており、すべての交戦当事者に適応されます。
- 第一追加議定書…植民地の独立闘争が多発したのを機に制定され、犠牲者の保護強化をうたっています。独立闘争を国際的武力紛争と同等と認知しています。
- 第二追加議定書…共通第3条を拡充したもので、政府軍と反乱軍などの組織的武装集団との内戦に適応されます。
- ハーグ法…軍事作戦における戦闘方法や武器の使用を制限し、交戦当事者の権利義務を規定するものです。対人地雷や毒ガスの使用禁止などが記されています。